沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書 XV

～　琉球政府「財政投融資」と「資金運用部資金法」等の変遷　～

小　谷　　融

目次

１．沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第３号）
２．琉球政府金融検査庁の変遷
３．廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第４号）
４．琉球政府「証券取引法」の変遷
５．琉球政府「公認会計士法」の変遷
６．銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第５号）
７．銀行に対する公認会計士監査の実態
８．公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第６号）
９．外資導入免許制度における外国公認会計士
10．琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第１号）
11．琉球政府「相互銀行法」の変遷（第75巻第２号）
12．琉球政府「無盡業法」の変遷
13．模合の規制法規（琉球政府「貸金業等取締法」ほか）（第75巻第３号）
14．琉球政府「協同組合法」の変遷（第75巻第４号）
15．琉球政府「信用金庫法」の変遷
16．琉球政府が認可した信託会社（第75巻第５号）
17．琉球政府「労働金庫法」の変遷（第75巻第６号）
18．琉球政府「信用保証協会法」の変遷
19．審議未了となった琉球政府「銀行法案」（第76巻第１号）
20．琉球政府「移民金庫法」の変遷と移民金庫の財務状況（第76巻第２号）
21．琉球政府「琉球海外移住公社法」の変遷と琉球海外移住公社の財務状況
22．アメリカン・エキスプレス銀行の外資導入免許（第76巻第３号）
23．バンク・オブ・アメリカの外資導入免許（第76巻第４号）
24．琉球政府「財政投融資」と「資金運用部資金法」等の変遷（第76巻第５号）

24．琉球政府「財政投融資」と「資金運用部資金法」等の変遷

琉球政府財政投融資制度は，産業の開発振興および生活基盤等社会資本の整備を目的とし，長期資金を供給するために設けられた。1967年度に「資金運用部」が創設され，次いで1969年度に「産業投資特別会計」，1970年度には「本土産米穀資金特別会計」が設置された。資金運用部および産業投資特別会計の仕組みは，一般会計からの繰入金（租税，日

米両政府補助金），借入金，郵便貯金および保険料等を資金運用部または産業投資特別会計の資金として統合し，それを効率的に特別会計，政府関係機関，市町村および一般会計に投融資することにより広く沖縄経済の発展に役立てようとするものである[1]。財政投融資の基本は，投融資活動であり，これらの資金の管理運用権をもった行政主席を長とする一種の政府営金融機関を意味しているが，法律上独立した法人格をもつものではなく，あくまでも政府の行政機構の一部であった[2]。

この連載では，財政投融資が金融機関の役割を担っていることから取り上げることとした。本章では，本土の財政投融資を概観し，琉球政府による財政投融資の運用状況とその原資である資金運用部資金および産業投資特別会計等の根拠法の変遷をみていく。

（1）本土における財政投融資

本土における財政投融資は，資金運用部資金を中核とし，これに簡保資金を加えた有償の財政資金の融資活動を主体とするものである。さらに，これらの融資を補足するものとしての政府保証による民間資金の活用，また，産業投資特別会計による出融資も財政投融資に含まれる。これらの資金を用いた長期的な投融資が財政投融資であるが，その基本は融資活動である[3]。本節では琉球政府の財政投融資を理解するため，本土の財政投融資を構成する資金運用部資金，簡保資金および産業投資特別会計を確認しておく。

イ．資金運用部資金

昭和26（1951）年３月31日法律第100号「資金運用部資金法」が大正14（1925）年３月30日法律第25号「預金部預金法」[4]を一新する形で制定され，昭和26（1951）年４月１日から施行された。同時に，法律第101号「資金運用部特別会計法」が公布，施行され，資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため，資金運用部特別会計が設置された。

資金運用部資金法の目的は，「郵便貯金（郵便振替貯金を含む），米国対日援助見返資金特別会計以外の政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し，その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより，公共の利益の増進に寄与せしめること」としている（第１条）。

1）琉球政府企画局企画部編［1971］269頁。「本土産米穀資金特別会計」は，本土産米穀の売渡し代金を財源として，特別会計や政府関係機関に融資する仕組みとなっている。

2）沖縄県公文書館所蔵資料『資金運用部資金の手引き』（資料コード 0000035234）１頁。

3）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］１頁。

4）大正14（1925）年３月30日に法律第25号「預金部預金法」および法律第13号「大蔵省預金部特別会計法」が制定される。この法律により，預金は預金部に預入すべき根拠をもった現金および郵便貯金で構成され，これに大蔵省預金部特別会計の積立金および余裕金を合せて預金部資金と称することとなった（福島量一・山口光秀・石川周編［1973］128頁）。昭和26（1951）年法律第101号「資金運用部特別会計法」により大正14（1925）年法律第13号「大蔵省預金部特別会計法」は廃止されている（附則第２項）。

従前の預金部資金の預入根拠は，各資金の側においてそれぞれ別個に政令等で定められていたが，資金運用部資金法においては，次のとおり資金運用部資金法自体で一括して強制預託等の規定を設け，政府資金を資金運用部に統合し一元的運用を図ることを明確にしている[5)]。

① 郵便貯金として受け入れた資金は，郵便貯金の日常の払いもどしに必要な資金を除く外，資金運用部に預託しなければならない（第２条第１項)。

② 政府の特別会計（資金運用部特別会計を除く）の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金は，すべて資金運用部に預託しなければならない。ただし，簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易生命保険法（昭和24（1949）年法律第68号）の規定に基づき保険契約者に貸し付ける場合および郵便年金法（昭和24（1949）年法律第69号）の規定に基づき年金契約者，年金受取人または年金継続受取人に貸し付ける場合においては，この限りでない（第２条第２項)。

③ 国庫余裕金は，資金運用部に預託することができる（第３条第１項)。

④ 政府の特別会計（米国対日援助見返資金特別会計および資金運用部特別会計を除く）の余裕金は，資金運用部への預託の方法による外，運用してはならない。ただし，国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は，この限りではない（第３条第２項)。

資金の運用対象については，預金部時代は「預金部資金運用規則」（大正14（1925）年３月31日勅令第55号）によって定められていたが，その形式は勅令（現在の政令）であったことから，しばしば改正が行なわれてその範囲は比較的安易に拡大された。しかし，資金運用部資金法においては，第７条（資金運用部資金の運用）第１項において，資金運用部資金は次のものに運用することができるとしている[6)]。

① 国債（第１号)，国に対する貸付（第２号）

② 法律の定めるところにより，予算について国会の決議を経，または承認を得なければならない法人の発行する債券（第３号)，これらの法人に対する貸付（第４号）

③ 地方債（第５号)，地方公共団体に対する貸付（第６号）

④ 特別の法律により設立された法人（第３号に規定する法人を除く）で，国，第３号に規定する法人および地方公共団体以外の者の出資のないもののうち，特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券（第７号)，これらの法人に対する貸付（第８号）

⑤ 銀行，農林中央金庫または商工組合中央金庫の発行する債券（第９号）

これは，資金の運用の安全性と公共性を確保する見地から，運用対象を法律によって規

5）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］131頁。

6）昭和43（1968）年５月21日法律第62号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」により，昭和43（1968）年７月１日から資金運用部資金および後述の簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金を琉球政府に貸付けることができるようになる（第２条)。

定し，その時々の都合によって安易に運用対象が拡大され運用が濫に流れることを防止することとしたものである[7]。

大正14（1925）年法律第25号預金部資金法では，管理運用については預金部資金運用委員会に諮問することとされていた。しかし，組織，権限および運用についての規定は，預金部資金運用規則（勅令）に委ねられていた。資金運用部資金法では，次のとおり，資金運用部資金運用審議会（現在の資金運用審議会）が設置され，同時に組織および権限等も法定されて，預金部時代よりも著しく制度が整備された[8]。

資金運用部資金の運用を適正にするため，総理府の附属機関として資金運用部資金運用審議会を設置する[9]（第８条）。同審議会の構成は，内閣総理大臣を会長，大蔵大臣および郵政大臣を副会長とし（第11条），その他10人以内の委員（うち学識経験委員３人以内）からなっていた[10]（第10条）。同審議会は，大蔵大臣の諮問に応じ，資金運用部資金の運用方針および条件その他資金運用部資金の運用に関する重要事項を調査審議する。また，資金運用部資金の運用に関し，大蔵大臣に随時意見を述べることができる（第９条）。大蔵大臣は，毎年度資金運用部資金の運用に関して必要な計画を定め，あらかじめ審議会の議に付さなければならない（第12条）。また，大蔵大臣は，毎年度資金運用部資金運用報告書を作成し，当該年度経過後四月以内に，審議会に提出しなければならない。この報告書には，当該年度の資金運用部資金の運用の状況および運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに，当該年度末現在の資金運用部の貸借対照表を添付しなければならない（第13条）。

このように資金運用部資金は戦後の経済発展に貢献してきたが，郵便貯金，年金積立金が増加を続ける中，巨額の資金が資金運用部に流入し，財政投融資の規模が肥大化し，運用が非効率的であるとの指摘がなされるようになった。このため，平成12（2000）年５月31日法律第99号「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」により，「資金運用部資金法」の題名が「財政融資資金法」に改正され，抜本的な改革がなされた。具体的な内容は，郵便貯金，年金積立金の資金運用部への預託義務と資金運用部とが廃止され，これらの資金は全額自主運用（原則市場運用）されることとなる。一方，財政投融資に必要な資金は，その需要に応じて財投債を発行する仕組みへと改められた。この改革後の財政投融資は平成13（2001）年度から実施されている。

7）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］131頁。

8）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］185頁～186頁。

9）資金運用部資金運用審議会は，資金運用部資金と後述の簡保資金の運用を適正にするため総理府の附属機関として設置されたものである（昭和24（1949）年５月31日法律第127号「総理府設置法」第15条）。同審議会が総理府の附属機関として設置されたのは，設置当時，総理大臣を会長としていたこと，大蔵郵政両大臣の諮問機関たる性格をもつもので，二省以上に関係する審議会ということで総理府に設置された（福島量一・山口光秀・石川周編［1973］186頁）。

10）昭和36（1961）年３月31日法律第22号「資金運用部資金法の一部を改正する法律」により，「資金運用部資金運用審議会」を「資金運用審議会」に，また，審議会の委員は学識経験委員７名以内で組織すると改められた。

ロ．簡保資金

財政投融資計画において，原資として資金運用部資金，産業投資特別会計等と並んで簡保資金があげられる。簡保資金とは，簡易生命保険及郵便年金特別会計の決算上生じた剰余金を積立てた積立金のことである。この積立金は，前述の資金運用部資金法第２条第２項の但し書きのとおり，政府資金の一元的管理運用の唯一の例外として資金運用部から分離して郵政省において運用されていた。

簡保資金の運用を規制するのは，昭和27（1952）年６月25日法律第210号「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」である。同法は，「簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を確実で有利な方法により，且つ公共の利益になるように運用することによって，簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全にならしめること」を目的としている（第１条）。この積立金は，郵政大臣が管理運用する（第２条）。積立金は次のものに運用する[11]（第３条）。

①　保険契約者または年金契約者，年金受取人もしくは年金継続受取人に対する貸付（第１号）

②　地方債，地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付（第２号，第３号）

郵政大臣は，毎年度積立金の運用に関して必要な計画を定め，あらかじめ資金運用部資金運用審議会の議に附さなければならない。その計画を変更しようとするときもまた同様とする（第４条）。また，郵政大臣は，毎年度積立金の運用についての報告書を作成し，当該年度経過後四月以内に，審議会に提出しなければならない。この報告書には，当該年度の積立金の運用の状況および運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに，当該年度末現在の簡易生命保険及郵便年金特別会計の貸借対照表を添付しなければならない（第５条）。

簡保資金が資金運用部資金から分離運用されることとなったのは，次のことが考慮されたことによる。

①　簡保資金が戦前おおむね分離運用されていたこと。

②　簡易保険が任意加入の保険事業であり民間保険と競合的立場にあること。

しかし，実際は，「保険年金の募集業務を行なっている官庁において，調達された資金の運用を行なうことが，募集業務に従事している従業員の士気の上からも望ましく，また資金を地方に還元して加入者の福祉の向上を図ることができる。同時に加入者に対する分配の増大のため簡保資金の運用利回りの向上を図るためには，資金運用部への預託は適当ではなく，独自に運用することが必要である」とする郵政省の抵抗が強かったからである[12]。

11）簡保資金の運用範囲は，昭和30（1955）年７月29日法律第92号「簡易生命保険及郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律」，昭和36（1961）年３月31日法律第44号「同」，昭和38（1963）年７月８日法律第123号「同」において拡大されている。

12）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］209頁～210頁。

なお，沖縄における簡易保険業務は，沖縄戦後，米国軍政府により停止され，再開されるのは本土に復帰する1972年５月15日からであった。したがって，琉球政府の財政投融資の原資には，本土の簡保資金に相当するものはなかった。ただし，日本政府から琉球政府産業投資特別会計に対してこの簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金の貸出が行なわれている。詳細は後述（5）を参照のこと。

ハ．産業投資特別会計

産業投資特別会計は，昭和28（1953）年８月１日法律第122号「産業投資特別会計法」に基づき，経済の再建，産業の開発および貿易の振興のために国の財政資金をもって投資（出資および資金の貸付）を行なうために設置されたものである（第１条第１項）。当時わが国の経済は，戦後の混乱期を脱し一応の安定は図られたものの，さらに進んでその自立達成が主要な課題とされていた。このためには，国民経済的にみて重要な電力，鉄鋼，石炭，海運等の基幹産業の設備の近代化，合理化に努めそのコスト低減を図ることが緊要の課題とされたが，これに必要な巨額な資金の調達を当時の民間金融に求めることは事実上不可能であり，その多くを財政資金に依存せざるを得ない状況にあった[13]。産業投資特別会計においては，次のものを財源として投資を行なうことなった（第１条第２項）。

① 特別減税国債の発行に因る収入金

特別減税国債の発行に因る収入金は，昭和28（1953）年度に法人，個人からの要求の強い減税と結びつけて財政資金の調達を図るため特別減税国債が発行されることとなる。現在とは異なり当時は財政収支の総合的均衡が重視され，国債の発行は公募であっても認められなかった。しかし，昭和28（1953）年になると，それまでに比べ国民の生活水準も上昇し，貯蓄も増加したので，租税等の収入のみに頼るよりも，民間の任意貯蓄を財政が吸収し，これを重点的，効率的に投資することが可能であると考えられるようになったことから，減税国債を発行し，産業投資特別会計の財源とすることとされた[14]。

② 米国対日援助見返資金特別会計承継資産から生じる収入

これまで財政投資の資金としては，資金運用部資金とならんで昭和24（1949）年４月30日法律第40号「米国対日援助見返資金特別会計法」に基づき設置された米国対日援助見返資金特別会計が重要な役割を果たしていた。米国対日援助見返資金特別会計は，米国からの日本への援助物資のドル価格に見合う円資金を積立てて，これをわが国経済の安定および再建のため効果的な使途に運用することを目的としたものである。しかし，米国の対日援助[15]が1952年６月米国会計年度以降打ち切られたことに伴って

13）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］216頁～217頁。

14）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］217頁～218頁。

15）米国対日援助見返資金特別会計に積立てられた円資金（見返資金）の基礎となるものは，ガリオアおよびエロア資金を主とする米国の対日援助予算であった。ガリオア（Government and Relief in Occupied Areas=GARIOA）とは，1946年６月米国議会の決議により設けられ，1947年米国会計年度予算の項目である「占領地域行政および救済資金」のことであり，全世界にわたる米国占領地域

新規の積立てがなくなり，その設置の意義が薄れてきたので，米国対日援助見返資金特別会計は昭和28（1953）年法律第122号「産業投資特別会計法」附則第２項で廃止された。しかし，財政資金需要はなお多額にのぼるのに対し，資金運用部資金の増加にも限度があったことから，廃止後の米国対日援助見返資金特別会計の承継資産から生ずる収入金を産業投資特別会計の財源とすることとされた[16]。

産業投資特別会計は，大蔵大臣が法令の定めるところに従い管理する（第２条）。産業投資特別会計においては，米国対日援助見返資金特別会計の廃止の際における同会計の資産[17]の価額から負債の金額を控除した額と，この法律施行の日の前日における一般会計の日本開発銀行および日本輸出入銀行に対する出資金の額との合計額に相当する金額をもって資本とする（第３条）。設置当初の資本の額は3,481億円であった[18]。

内閣は，毎会計年度，産業投資特別会計の予算を作成し，一般会計の予算とともに，国会に提出しなければならない。この予算には，①歳入歳出予定計算書，②前前年度の貸借対照表および損益計算書，③前年度および当該年度の予定貸借対照表および予定損益計算書，④前年度および当該年度の投資の計画表を添付しなければならない（第７条）。また，内閣は，毎会計年度，この会計の歳入歳出決算を作成し，一般会計の歳入歳出決算とともに，国会に提出しなければならない。歳入歳出決算には，歳入歳出決定計算書ならびに当該年度の貸借対照表および損益計算書を添付しなければならない（第11条）。

（2）琉球政府財政投融資の運用状況

イ．財政投融資の概要

沖縄における財政投融資の中心となる資金運用部と産業投資特別会計のそれぞれの根拠法である「資金運用部資金法」および「産業投資特別会計法」の変遷をみていく前に，本土復帰前の琉球政府財政投融資の状況を確認しておく。

沖縄においても資金運用部が創設されるまでは，資金運用部の原資となる郵便貯金，各特別会計の積立金，余裕金の政府資金は，琉球政府の取扱機関である琉球銀行および沖縄銀行に定期預金等の方法で預託され，それらの銀行の営業資金として運用されていた。これについては後述の（3）イロを参照されたい。しかし，これらの政府資金が増大するにつれ，琉球政府においても資金の統合運用を図り，年々増大する財政需要に応ずる必要があった[19]。琉球政府は1966年８月８日，本土の資金運用部資金法に倣った立法第111号

住民を飢餓，疾病または社会不安の防止ために必要な物資や役務を提供することが目的とされていた。このガリオア資金の一部が占領地の経済復興の目的のために使用されたが，特にこれがガリオアと区別されてエロア（Economic Rehabilitation in Occupied Areas）とよばれていた（琉球銀行調査部編［1984］152頁，福島量一・山口光秀・石川周編［1973］222頁）。

16）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］217頁～218頁。

17）米国対日援助見返資金特別会計から承継した資産として，日本開発銀行に対する出資金および貸付金，日本輸出入銀行等に対する出資金があった。

18）福島量一・山口光秀・石川周編［1973］218頁。

19）中畔義博［2020］160頁。

「資金運用部資金法」を公布する。同法の施行日である1966年12月１日に資金運用部が創設される。資金運用部は，郵便貯金や琉球政府特別会計の積立金・余裕金の預託を受け，これを市町村，各資金融通特別会計，政府金融機関・公社・事業団に融資を行なう。

その後も，沖縄の産業振興，社会資本の整備のために更なる長期資金確保の手段が求められた。琉球政府は1968年６月30日，立法第46号「産業投資特別会計法」を公布し，1969年度から産業投資特別会計を設置した。産業投資特別会計は，一般会計からの繰入金（琉球政府資金，日本政府援助金），日本政府資金運用部からの借入金を資金として，これを各種資金融通特別会計，政府金融機関・公社・事業団等に投資（出資および融資）を行なう。

このようにして，一般会計財源とは異なり利払いおよび償還の必要な資金運用部資金等を中心として総合的計画的に運用していくという意味で本土の財政投融資類似の制度ができあがる。1969年度からは，本土の財政投融資計画に倣って，財政投融資資金計画が策定され，予算審議参考資料として立法院に提出されることとなった[20]。続いて，1970年３月９日に新たな財政投融資原資を供給するため立法第１号「本土産米穀資金特別会計法」を制定している。

ロ．財政投融資の財源

財政投融資の財源となる資金運用部資金および産業投資特別会計資金の投融資額は表１のとおり。財政投融資総額は，1969年度は30,891千ドルで，1970年度は42,734千ドルと対前年度比138.3％の増加となっている。また財源別には，1969年度は，資金運用部資金が24,949千ドル，産業投資特別会計資金が5,942千ドルとなっており，構成比では資金運用部資金が80.8％と高い比重を占めていた。しかし，1970年度になると，産業投資特別会計資金が19,376千ドルと大幅に増加し，資金運用部資金が若干減少し23,358千ドルとなったことから資金運用部の構成比は54.7％と大幅に減少した。産業投資特別会計資金が大幅に増加したのは，本土の昭和43（1968）年５月21日法律第62号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」に基づき，日本政府

表１　財政投融資額の財源別構成

（単位：千ドル，％）

	1969年度		1970年度		
	金　額	構成比	金　額	構成比	対前年度比
資金運用部資金	24,949	80.8	23,358	54.7	93.6
産業投資特別会計資金	5,942	19.2	19,376	45.3	326.1
合　　計	30,891	100.0	42,734	100.0	138.3

（出所）琉球政府企画局企画部編［1971］269頁。

（筆者注）出所元である琉球政府企画局企画部編『沖縄経済の現状』は，1970年度版が最終年度のものであり，1971年度版，1972年度版は発刊されていない。したがって，1971年度および1972年度の数値は不明。表２～表４についても同様。

20）沖縄県総務部財政課編［1994］583頁。

からの簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金の借入が増えたことによる。

平成６（1994）年に発刊された沖縄県総務部財政課編『琉球政府財政関係資料 上巻』第５章財政投融資（583頁～597頁）に1969年度から1972年度の４ヵ年度の財政投融資額の財源別金額が掲載されているが，1969年度（資金運用部資金22,733ドル，産業投資特別会計資金11,533ドル）及び1970年度（資金運用部資金20,722ドル，産業投資特別会計資金19,344ドル）の数値が上記表１の琉球政府企画局企画部編『沖縄経済の現状1970年度版』のものと大きく異なっている。本土復帰後22年を経過した平成６（1994）年に発刊された同書の当該資料には出所が記載されていなかったこともあり，琉球政府企画局企画部編『沖縄経済の現状1970年度版』の資料を使用することとした。

ハ．資金運用部資金の原資

財政投融資資金の原資は，資金運用部資金法により，日常の払戻しに必要な資金を除く郵便貯金ならびに琉球政府の特別会計（資金運用部特別会計を除く）の剰余金，余裕金は，社会保険特別会計に関する一部の例外を除き，すべて資金運用部への預託が義務づけられている。資金運用部資金の原資別構成は表２のとおり。原資の中でもっとも大きな比重を占めるのは社会保険特別会計であり，1969年度は9,139千ドル，1970年度は13,850千ドルと預託金の大半（1970年度は56.5%）を占めている。1970年度に社会保険特別勘定の余裕金

表２　資金運用部資金の原資別構成

（単位：千ドル，%）

	1969年度		1970年度		
	金　額	構成比	金　額	構成比	対前年度比
預託金	10,679	43.7	21,358	87.1	200.0
郵便貯金	1,530	6.3	2,000	8.2	130.7
郵政事業特別会計余裕金	－	－	100	0.4	
社会保険特別会計余裕金	9,139	37.4	13,850	56.5	151.5
失業保険勘定	（ 130）		（19）		
労災保険勘定	（ 492）		（97）		
公務員退職年金勘定	（4,600）		（5,370）		
医療保険勘定	（3,916）		（6,179）		
厚生年金保険勘定	（ －）		（2,185）		
その他特別会計等余裕金	10	0.0	5,408	22.0	
既貸付金回収	2,616	10.7	3,051	12.4	
前年度繰替使用金受入	410	1.7	－	－	
前年度繰越金	10,722	43.9	124	0.5	
合　　計	24,427	100.0	24,532	100.0	100.5

（出所）琉球政府企画局企画部編［1971］272頁。

（筆者注１）1968年度は，1967年７月10日立法第47号「資金運用部資金法の一部を改正する立法」に基づき一般会計からの繰入金（日本政府からの援助貸付金）があった。1969年度になると，産業投資特別会計が設置されたことにより，この一般会計からの繰入れはなくなっている。

（筆者注２）1968年８月24日立法第137号「国民年金法」の制定によって，1971年度から同勘定の余裕金が社会保険特別会計余裕金として資金運用部に預託されることになっている（琉球政府企画局企画部編［1971］271頁）。

（筆者注３）表２の合計欄（1969年度24,427，1970年度24,532）と表１の資金運用部資金（1969年度24,949，1970年度23,358）の金額が一致しない。その理由は不明。表３および表４の合計金額と表１の金額は，当然のことながら一致している。

が大幅に増加したのは，賃金の上昇による保険料の自然増により公務員退職年金，医療保険両勘定余裕金が増加したほか1968年８月24日立法第136号「厚生年金保険法」制定による厚生年金保険勘定からの余裕金が新たに加わったことによる[21]。

ニ．産業投資特別会計資金の原資

産業投資特別会計資金の原資は，産業投資特別会計法により，一般会計からの繰入金と借入金からなっている。産業投資特別会計資金の原資は表３のとおり。設置２年目の1970年度の一般会計からの繰入金（日本政府からの援助を含む）は5,093千ドル，26.3%，日本政府資金運用部および簡易生命保険積立金からの借入金は14,283千ドル，73.7%となっており，借入金に大きく依存している。

表３　産業投資特別会計資金の原資別構成

（単位：千ドル，%）

	1969年度		1970年度		
	金　額	構成比	金　額	構成比	対前年度比
一般会計からの繰入金	2,225	37.5	5,093	26.3	228.9
借　入　金	3,717	62.5	14,283	73.7	384.3
日本政府資金運用部	(3,717)		(12,811)		
日本政府簡易生命保険積立金	(　－)		(1,472)		
合　　計	5,942	100.0	19,376	100.0	326.0

（出所）琉球政府企画局企画部編［1971］271頁。
（筆者注）日本政府「簡易生命保険積立金」とは，「簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金」のことである。

ホ．資金運用部資金の運用先

資金運用部資金の運用先は，「資金運用部資金法」により，①政府債，市町村債および教育区債，②政府・市町村および教育区に対する貸付，③特殊法人の発行する債券，④特殊法人に対する貸付に制限されている。一方，産業投資特別会計資金の投資先は，「産業投資特別会計法」により，政府の特別会計および特殊法人とされている。これら財政投融資の運用先は表４のとおり。

（3）琉球政府「郵便貯金法」の変遷

従来，郵便貯金および各特別会計の積立金，余裕金等の政府資金は，政府の取扱銀行である琉球銀行および沖縄銀行に定期預金等の方法で預託され，これらの銀行の営業資金として運用されていた。しかし，これらの政府資金が増大するにつれて，政府においてその統合運用を図り，年々増大する財政需要に応える必要があるとの考えに基づき資金運用部資金法を制定することになる。すなわち，資金運用部資金法においては，日常の払戻しに必要な資金を除いた郵便貯金および政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金はすべて資金運用部に預託すべきことを規定するとともに，特別会計の余裕金についても，これを運用するときは，資金運用部への預託の方法に限るとされた[22]。この

21）琉球政府企画局企画部編［1971］271頁。

表 4　財政投融資の運用先

（単位：千ドル）

	1969年度			1970年度		
	資金運用部資金	産投特別会計出資・融資	財投合計	資金運用部資金	産投特別会計出資・融資	財投合計
（特 別 会 計）						
産業開発資金融通特別会計		2,170	2,170		5,330	5,330
住宅建設資金融通特別会計		1,053	1,053		7,448	7,448
農漁業資金融通特別会計	200	5	205	50	153	203
糖業資金融通特別会計	199		199	100	20	120
漁船建造資金融通特別会計	175	314	489		591	591
パインアップル産業資金融通特別会計					50	50
社会保険特別会計	237		237			
運搬船建造資金融通特別会計	524	6	530	140	90	230
郵政事業特別会計	136		136	450	139	589
（政府関係機関）						
農林漁業中央金庫	750	528	1,278		1,305	1,305
大衆金融公庫	1,750	676	2,426	1,000	2,025	3,025
琉球電信電話公社	1,000		1,000		500	500
琉球土地住宅公社	2,290	320	2,610	2,261	840	3,101
沖縄放送協会	550	500	1,050	230	100	330
沖縄下水道公社	170	290	460	392	380	772
沖縄観光開発事業団	520	80	600	700	405	1,105
市町村	3,448		3,448	2,435		2,435
一般会計	13,000		13,000	15,600		15,600
合　　計	24,949	5,942	30,891	23,358	19,376	42,734

（出所）琉球政府企画局企画部編［1971］273頁。

経緯を順次みていく。

イ．1950年琉球列島米国軍政本部布令第 3 号「琉球郵政庁の設立」

米国軍政本部は1950年 2 月10日，琉球列島米国軍政本部指令第 3 号「郵便貯金及び郵便簡易生命保険について」を公布し，1946年 4 月 1 日以前の郵便貯金または郵便簡易生命保険の掛金は，軍政長官から何分の指図があるまで一切これを凍結することとした（第 1 章第 1 項）。その後，米国軍政本部は1950年 3 月 4 日，琉球列島米国軍政本部布令第 3 号「琉球郵政庁の設立」を公布し，琉球郵政庁を設立する。同布令に従い，米国民政府は1951年 4 月24日，琉球列島米国民政府指令第 4 号「郵政局郵便貯金規則」を公布する。戦後沖縄における郵便貯金は，同指令に基づき通常郵便貯金と定期郵便貯金が開始される（第 2 条）。すべての貯金の中央保管所は琉球銀行とされ，琉球銀行は郵便貯金預入に対し法定率の利子を支払うこととされた（第38条）。

ロ．1955年立法第79号「郵便貯金法」

1955年になると琉球政府において「郵便貯金法」の立法検討が始まる。行政主席は1955年 7 月22日，「郵便貯金法案」について米国民政府副長官の承認を得た上で，立法院議長

22）沖縄県公文書館所蔵資料『資金運用部資金の手引き』（資料コード 0000035234）1 頁。

に対し「郵便貯金法」の立法要請を行なう。立法理由は，「現行の郵便貯金業務は，1951年琉球民政府本部指令第４号「郵便貯金規則」によって管理運営されているが，これを立法化する必要があり，その他改定すべき事項等もあってこの度立法要請した」としている[23]。立法要請された立法院では，1955年７月22日開催第６回定例議会において，経済工務委員会に付託することを決定する[24]。

第６回定例議会における第一読会が1955年９月23日に開催される[25]。発議者である経済工務委員長兼次佐一は，法案の趣旨を「現行の郵便貯金業務は1951年琉球民政府本部指令第４号郵便貯金規則によって管理運営されているのであります。しかしながら，この郵便貯金規則なるものに対しましては，現在の琉球の状況からいたしまして種々の欠陥が見いだされているのであります。と申しますのは，指令には資金の運用方法が規定されてございません。然るに現在の琉球における郵便貯金の資金は１億円を突破している現状でございますので，この度資金の運営方法を明確に規定し，そういたしました貯金によって集めた金を地方に融資するというこの精神の上に立って打ち立てられた法案でございます。更に資金の運営に当っての方法でありますが，……内政局長から近い将来におきまして政府資金の運用部資金等の制定によって打ち込もうといった証言を得ましたので，提案いたしました案となって現われたものであります」と説明する。趣旨説明の資金の運営方法の明確化とは，法案第43条（郵便貯金資金の預入及び保管）「行政主席は，郵便貯金を琉球銀行に預入し，保管する（第１項)。行政主席は，協同組合中央金庫法（1952年立法第45号）により設立された協同組合中央金庫に対し金融の利便を図る必要があると認めるときは，郵便貯金資金を当該金庫に預託することができる（第２項)」のことを指している。趣旨説明の後に，長田盛徳議員が本土の昭和22（1947）年11月30日法律第144号「郵便貯金法」との相違点を，ほとんど日本法における郵便貯金法と制度としては同様であるが次の２点が異なる旨の説明を行なう。

① 本土の郵便貯金は，通常郵便貯金，積立郵便貯金および定額郵便貯金の３種類となっている（本土法第７条)。一方，沖縄法案では，現行どおり，通常郵便貯金および定額郵便貯金の２種類となっている。積立郵便貯金が除外されたのは，当時の琉球政府の設備では積立郵便預金の管理が不可能であったことによる。

② 本土では昭和26（1951）年３月31日法律第100号「資金運用部資金法」において，郵便貯金の資金運用部への預託義務が定められていることから，本土郵便貯金法には貯金資金運用の規定がない。一方，沖縄では資金運用部資金法が未だ制定されていないことから，沖縄郵便貯金法案では貯金資金の管理運営の規定が定められている（第５章郵便貯金資金)。この規定が本法案の一番の重点項目である。

その後，貯金資金の運用に関するものとして，長嶺秋夫議員から「貯金資金の預託先を

23）沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類 1955年 14－1 立法，立法案，参考案』（資料コードR00000939B)「立法案第68号郵便貯金法の署名及び公布について」。
24）1955年７月27日第６回議会（定例）立法院會議録（五）第24号76頁。
25）1955年９月23日第６回議会（定例）立法院會議録（八）第32号38頁～46頁。

協同組合中央金庫以外に大衆金融公庫あるいは相互銀行等に拡大すべきではないか」との質疑がなされ，長田盛徳議員から「大衆金融公庫には預託すべきもの，また相互銀行も庶民銀行であることから当然恩恵に浴せしむべきものと考えるが，資金はまだ１億円と少ないこと，協同組合中央金庫は大衆金融公庫，相互銀行に比べて経営基盤がしっかりしていることから，初めは協同組合中央金庫のみを想定している」旨の応答をする。最後に，引続き経済工務委員会に付託することが決議される。

郵便貯金法案の第二読会は1955年10月19日開催第６回定例議会において行なわれる[26]。経済工務委員長兼次佐一から法案の一部修正が提案される。重点項目である貯金資金運用に係るものではないので，その内容は省略する。質疑応答の後，読会を省略し，最終確定議に付され，委員長報告の一部修正案が可決された。1955年11月22日に立法第79号「郵便貯金法」として公布され，同日から施行される。郵便貯金法の第１条（目的）と最重点項目の第５章（郵便貯金資金）をみておこう。

郵便貯金法の目的は，「郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって，住民の経済生活の安定を図り，その福祉を増進すること」としている（第１条）。この目的は，本土の昭和22（1947）年法律第144号「郵便貯金法」と同様の規定となっている。

第５章（郵便貯金資金）において，郵便貯金資金とは，琉球銀行の設立（1948年琉球軍政府布令第１号）により設立された琉球銀行に預入された郵便貯金をいう（第42条）。行政主席は，郵便貯金を琉球銀行に預入し，保管する（第43条第１項）。行政主席は，協同組合中央金庫法（1952年立法第45号）により設立された協同組合中央金庫に対し金融の利便を図るため必要があると認めるときは，郵便貯金資金を当該金庫へ預託することができる（第43条第２項）。琉球銀行または協同組合中央金庫は，郵便貯金資金の預入または預託については，行政主席と取り決められた利率で利子を支払うものとする。この利子は，預入金または預託金に元加する（第44条）。

ハ．郵便貯金法の一部を改正する立法

その後，第５章（郵便貯金資金）の改正が次の二回わたり行われた[27]。

【1959年７月１日立法第76号「郵便貯金法の一部を改正する立法」】

この改正は，第43条第２項中「協同組合中央金庫法」を「農林漁業中央金庫法」に，「協同組合中央金庫」を「農林漁業中央金庫」に改め，第44条第１項中「協同組合中央金庫」を「農林漁業中央金庫」に改めるもの。

これは，1958年10月９日立法第83号「協同組合中央金庫法の一部を改正する立法」により，協同組合中央金庫法の標題が「協同組合中央金庫法」から「農林漁業中央金庫法」に改められ，それに伴い金庫の名称が「協同組合中央金庫」から「農林漁業中央金庫」に改められたことによる。この標題改正は，協同組合中央金庫法は，農業，林業および漁業の

26）1955年10月19日第６回議会（定例）立法院會議録第37号117頁～118頁。

27）郵便貯金法の改正は，1959年７月１日立法第76号「郵便貯金法の一部を改正する立法」，1961年８月18日立法第117号「同」，1970年８月15日立法第110号「同」と３回行われている。

生産増強のため，農林漁業者の協同組織体に対し，金融の利便を図ることが目的であるが，標題が「協同組合中央金庫法」となっているため，農林漁業者以外の協同組合も利用できるような印象を与えるので，「農林漁業中央金庫法」とされたものである[28]。

【1961年８月18日立法第117号「郵便貯金法の一部を改正する立法」】

この改正は，第５章（郵便貯金資金）第42条から第44条を削除するもの。

これは，第５章は郵便貯金資金関係を規定した条文であるが，郵政事業特別会計法（1960年立法第46号）第15条に郵便貯金資金について規定されたため，殆どが死文化していたことから削除された[29]。郵政事業特別会計法第15条の規定は次のとおり。

（資金の運用）

第15条　郵便貯金として受け入れた資金は，郵便貯金の日常の払戻しに必要な資金を除くほか，琉球銀行その他行政主席が指定する金融機関に預け入れるものとする。

2　この会計に余裕金があるときは，琉球銀行その他行政主席が指定する金融機関の預け入れることができる。

3　前項の規定により琉球銀行に預け入れる金額については，行政主席の定めるところにより，相当の利子を付するものとする。

ニ．郵便貯金法の下における郵便貯金資金の預託運用状況

郵便貯金は，上述のとおり，1951年米国民政府指令第４号「郵政局郵便貯金規則」により1951年以降一括して琉球銀行に預託運用されてきた。その後の郵便貯金法の立法化にあたり，協同組合中央金庫（後の農林漁業中央金庫）が農林漁業振興に琉球政府の余裕金の活用を図るべく琉球政府に陳情を重ねてきた[30]こともあり，1955年11月22日に公布された立法第79号「郵便貯金法」では，郵便貯金は琉球銀行のほか協同組合中央金庫に預託することができるとされた。その郵便貯金は，表５のとおり，1956年度から1965年度にわたり，その大部分が協同組合中央金庫（後の農林漁業中央金庫）に預託された。協同組合中央金庫（後の農林漁業中央金庫）に預託された郵便貯金は，籾，黒糖，鰹節，貝殻，海人草等の農漁業生産物の集荷販売資金として農漁業振興に役立てられる[31]。しかし，後述の1966年８月８日立法第111号「資金運用部資金法」が施行されると，郵便貯金は農林漁業中央金庫への預託は廃止される。郵便貯金は，資金運用部に預託され，その資金として運用されることになる。もっとも農林漁業中央金庫は，1968年度より資金運用部から借入をはじめている[32]。

農林漁業中央金庫は，郵便貯金法の下での郵便貯金の農林漁業中央金庫への預託替え

28）沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1958年５』（資料コードR00000919B）「立法案第59号協同組合中央金庫法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

29）沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1961年』（資料コードR00000888B）「立法案第81号郵便貯金法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

30）農林漁業中央金庫史編集委員会［1987］116頁。

31）農林漁業中央金庫史編集委員会［1987］116頁。

32）農林漁業中央金庫の1968年度における資金運用部からの借入金は1,500,000ドルとなっている（農林漁業中央金庫史編集委員会［1984］401頁農林漁業中央金庫1968年度貸借対照表）。

表５　郵便貯金資金の預託運用状況

（単位：ドル，％）

年度	資金運用部（定期預金）	琉球銀行（A）	農林漁業中央金庫			合　計（C）	B/C
			定期預金	普通預金	計（B）		
1955		1,169,859				1,169,859	
1956		276,105		1,050,932	1,050,932	1,327,037	79.2
1957		83,287		1,452,805	1,452,805	1,536,092	94.6
1958		2,910		1,484,795	1,484,795	1,487,705	99.8
1959		9,648		1,291,512	1,291,512	1,301,160	99.3
1960		7,155		1,320,102	1,320,102	1,327,257	99.5
1961		20,000	300,000	1,171,172	1,471,172	1,491,172	98.7
1962		167,300	1,300,000	198,367	1,498,367	1,665,667	90.0
1963		201,507	1,900,000	182,449	2,082,449	2,283,956	91.2
1964		230,027	2,320,000	169,192	2,489,192	2,719,220	91.5
1965		480,027	3,020,000	19,192	3,039,192	3,519,220	86.4
1966		2,340,027	2,320,000	19,192	2,339,192	4,679,220	50.0
1967	3,420,000	1,940,027		19,192	19,192	5,379,200	0.4

（出所）農林漁業中央金庫史編集委員会［1987］120頁。
（筆者注１）1955年度から1958年度までの通貨はＢ円であったがドルに換算した金額。換算レートは１ドル＝120B 円。
（筆者注２）1958年立法第83号「協同組合中央金庫法の一部を改正する立法」により，金庫の名称が「協同組合中央金庫」から「農林漁業中央金庫」に改められる。

（郵便貯金法第43条第２項）について，琉球政府にとって，政府余裕資金の偏在の是正，郵便貯金の地方への還元，また琉球銀行にとっても低貯貸率の改善等，琉球政府，農林漁業中央金庫，琉球銀行それぞれにメリットがあったとし，さらに農林漁業者および農林漁業中央金庫の系統金融に与えた影響として次のことを指摘している[33)]。

①　農漁村の資金需要が旺盛で，しかも農林漁業中央金庫の資金調達が困難な状況下において安定した大口預金が預託され，信用協同組合，農業協同組合等の資金需要に応えたことは農漁村経済の発展の基礎となり，また農林漁業中央金庫にとってもその信頼度を高めることとなった。

②　農村が高利貸資本で青田売りを余儀なくされた時期に同資金を貸出し，農家の生産意欲を刺激した。

③　預託金利も一般の貯金利率よりも低く，農林漁業中央金庫の経営に大きく貢献した。

（4）琉球政府資金運用部の変遷

イ．資金運用部資金法の立法手続

行政主席は1966年５月31日，立法院議長宛てに「資金運用部資金法」および「資金運用

33）農林漁業中央金庫史編集委員会［1987］116頁～119頁。

部特別会計法」について立法勧告を行う[34]。前者「資金運用部資金法」の立法勧告理由は，「政府の特別会計の積立金及び余裕金，郵便貯金，政府余裕金等を資金運用部資金として統合管理し，これを公共の利益の増進のために，確実かつ有利な方法で運用する制度を設けるため，この立法を制定する必要がある」とし，後者「資金運用部特別会計法」の立法勧告理由は，「（立法勧告中の）資金運用部資金法に基づく資金運用部資金の運用を円滑にするとともに当該資金の運用に伴う歳入歳出の経理を明確にするため，財政法（1954年立法第55号）第11条第２項の規定により特別会計を設置する必要がある」としている。同日，立法院議長は両法案を内政委員会に付託する。

両法案の第一読会は1966年７月26日開催立法院第31回定例議会において行われる。内政委員長大田昌知は，資金運用部資金法の提案理由を，「1966年度末現在の政府の余裕金及び積立金等は郵政事業特別会計を除いて11,773,000ドルであります。そのうち定期性の資金が5,171,000ドルで，これは琉球銀行および沖縄銀行に預託されています。また郵政事業特別会計における定期制の郵便貯金等8,170,000ドル[35]がございますが，これは琉球銀行と農林漁業中央金庫にそれぞれ預託運用しているのでございますが，諸般資金需要を考慮しました場合に，これらの資金は必ずしも有効適切に活用されているとは言い難いのでございます。さらに本年度は社会保険特別会計において整理される資金が相当額にのぼることが予想されますが，これらの資金のうち当該保険制度に関連する福祉面に運用される額を除いた額も含めた，いわゆる住民大衆の零細資金をより効率的に，かつ安全に運用する制度を確立いたしまして，住民福祉の向上に直接つながる公共投融資などの面に効率的に運用することは緊急の課題といえるのではないかと思うのであります。以上申し述べました理由によりまして資金運用部資金法を制定し，その統合した資金を確実，かつ有利な方法で運用することによりまして公共の利益の増進に寄与せしめたいと存じましてこの法案を発議した次第であります」と説明する。続けて，資金運用部特別会計法案の提案理由を「この法案は，先程ご説明申し上げました資金運用部資金法によりまして，資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出の経理を一般会計と区別して行うことによって明確にしようとするものであります」と説明する[36]。一般会計や特別会計の余裕金についての質疑応答が行

34）沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1966年立法番号110～』（資料コードR00000836B）「立法案第120号資金運用部資金法の署名及び公布について」，「立法案第121号資金運用部特別会計法の署名及び公布について」。両法案については，米琉合同法案審査委員会から1966年５月31日付で，これらの法案の立法勧告について異議のない旨の回答を得ている（沖縄県公文書館所蔵資料『B-03-006-2 資金運用部関係綴』（資料コードR00005786B）「LSC-USCAR 覚書第46号」）。米琉合同法案審査委員会は，米国民政府による立法案の事前・事後調整が大きく政治問題化した松岡政保行政主席時代に設置され，1965年９月１日に第１回委員会が開催されている。これにより法案調整の大幅な簡素化が図られ，その後，琉球政府の立法勧告はかなりスムーズに運ばれるようになった（黒柳保則［2015］11頁）。

35）農林漁業中央金庫が作成した表５「郵便貯金資金の預託運用状況」の1966年度の金額の数字との関連は分らない。

36）1966年７月26日第31回議会（定例）立法院会議録第27号25頁～26頁内政委員長大田昌知説明。

われ，一読会は終了し，引き続き審査を内政委員会に付託される。

第二読会は1966年７月28日開催立法院第31回定例議会において，資金運用部資金法案と資金運用部特別会計法案が一括議題として行われる。内政委員長大田昌知は，「７月26日の本会議において当委員会に付託されました立法案につきましては本日，委員会を開き慎重に審査しました結果，多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました」と説明する。質疑がなかったことからいずれも読会を省略して表決に付され本会議で可決される[37]。

行政主席は1966年８月８日，立法第111号「資金運用部資金法」および立法第112号「資金運用部特別会計法」を公布する。前者の施行日は1966年12月１日（1966年12月１日規則第184号「資金運用部資金法の施行期日を定める規則」），後者の施行日は資金運用部資金法の施行の日（資金運用部特別会計法附則第１項），すなわち1966年12月１日とし，1967年度予算から適用された。なお，1966年12月１日に規則第181号「資金運用部資金取扱規則」，規則第182号「資金運用部特別会計法施行規則」，規則第183号「資金運用部審議会規則」が公布され，それぞれ同日から施行されている。

ロ．1966年立法第111号「資金運用部資金法」

1966年立法第111号「資金運用部資金法」を確認しておこう[38]。本土の昭和26（1951）年法律第100号「資金運用部資金法」に倣った規定となっている。

資金運用部資金法の目的は，「郵便貯金，政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で立法の定めるところにより資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し，その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより，公共の利益の増進に寄与せしめること」としている（第１条）。

資金運用部への預託義務として，次の資金は資金運用部に預託しなければならない（第２条）。

① 郵便貯金として受け入れた資金で，郵便貯金の日常の払戻しに必要な資金を除いたもの。

② 政府の特別会計（資金運用部特別会計を除く）の歳入歳出の決算上の剰余金を積立てた積立金。ただし，社会保険特別会計法（1966年立法第52号）第14条第１項第２号から第４号までの規定に基づき運用する次のものは，この限りではない。

a. 失業保険勘定および労災保険勘定において余裕金のある場合は，労働金庫法（1965年立法第59号）の規定による労働金庫への預金

b. 公務員退職年金勘定において余裕金がある場合は，公務員退職年金法（1965年立法第100号）第47条の規定に基づき公務員の福祉事業を行なう法人への貸付

37）1966年７月28日第31回議会（定例）立法院会議録第28号３頁～４頁。

38）1966年立法第111号「資金運用部資金法」および立法第112号「資金運用部特別会計法」は，1966年８月８日の琉球政府公報（号外）第52号に登載されているが，その後，1966年８月23日公報第67号，1966年12月13日公報第99号，1967年１月10日公報第３号と３回にわたり正誤表が掲載されているので留意されたい。

c. 医療保険勘定において余裕金がある場合は，規則で定める医療費貸付を目的とする法人への貸付

また，政府余裕金は資金運用部に預託することができ，政府の特別会計（資金運用部特別会計を除く）の余裕金は資金運用部への預託の方法によるほか運用してはならないとされている。ただし，前述の社会保険特別会計法第14条第１項第２号から第４号までの規定に基づき運用する場合はこの限りでない（第３条）。

資金運用部資金は次に掲げるものに運用することができる（第６条）。

① 政府債または市町村債（第１号），政府または市町村に対する貸付（第２号）

② 特殊法人（予算について立法院の議決もしくは承認を要する法人または政府の全額出資による法人）の発行する債券（第３号），第３号に規定する法人に対する貸付（第４号）

③ 農林漁業中央金庫の発行する債券（第５号），同金庫に対する貸付（第６号）

資金運用部資金の運用を適正にするため，行政主席の諮問機関として資金運用部審議会を設置する（第７条）。同審議会は委員７名以内で組織し，委員は行政主席が学識経験のある者のうちから任命する（第９条）。委員の互選により会長を定める（第10条）。同審議会は，行政主席の諮問に応じ，資金運用部預託金の利率，資金運用部資金の運用の方針および条件その他の資金運用部資金の運用に関する重要事項を調査審議する。また，資金運用部資金の運用に関し，行政主席に随時意見を述べることができる（第８条）。

行政主席は，毎年度資金運用部資金の運用に関して必要な計画を定め，あらかじめ資金運用部審議会の議に附さなければならない（第12条）。資金運用部資金の運用については，その原資の相当部分が郵便貯金等住民大衆の貯金であり，また，経済情勢，民間金融の推移に応じ，あるいは予期しない災害等に適時対処する等弾力的運用を行うという金融としての性格から運用計画自体は予算と本質的に性格を異にするため，立法院の審議の対象にならないで適時資金運用部審議会の審議を経て適正な運営が図られている。しかし，運用計画はその重要性に鑑み財政投融資計画として予算審議の参考に供され，運用に伴う収支は資金運用部特別会計予算として立法院の審議を受けている[39]。

また，行政主席は，毎年度資金運用部資金運用報告書を作成し，当該年度経過後四月以内に，資金運用部審議会に提出しなければならない。この報告書には，当該年度の資金運用部資金の運用の状況および運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに，当該年度末現在の資金運用部の貸借対照表を添付しなければならない（第13条）。

39）沖縄県公文書館所蔵資料『資金運用部資金の手引き』（資料コード 0000035234）３頁。この手続は本土の財政投融資計画に倣ったものである。本土では，予算の閣議提出に先立ち資金運用審議会が開催され，資金運用部資金と簡保資金の運用計画が昭和26（1949）年法律第100号「資金運用部資金法」第12条の規定に従い議に付される。予算は概算閣議決定後，計数の整理を行い予算書としてとりまとめられ，国会提出閣議を経て国会に提出される。財政投融資計画そのものは予算の参考資料にすぎず，予算のように議案として国会に提出されるものではないが，予算委員会における大蔵大臣の予算の提案理由説明の際，理財局長が財政投融資計画についての補足説明を行うことが慣例であった（福島量一・山口光秀・石川周編［1973］45頁）。

ハ．日本政府による沖縄援助

日本政府による沖縄援助は，1952年度から始まり，当初は教育関係への援助が行なわれ，沖縄の教員の本土での研修，沖縄の学生を国費で本土大学に進学させることを目的としていた。その後，目的，援助総額は拡大し，1961年６月21日，22日に行われた池田（総理大臣）・ケネディ（大統領）会談[40]に基づくケネディ新政策[41]による日米協調路線の下で着実に伸びていく[42]。そのため日米両国政府は協議機関設置の必要に迫られ，1964年４月25日「琉球列島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文」が交わされた[43]。同交換公文において，日米両国は，「日本国政府及びアメリカ合衆国政府は，琉球列島の経済開発並びに琉球列島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術支援を供与することについて，引続き協力する（第１項ａ号）。日本国政府の援助は，この目的のために予算で認められた資金から供与され，この資金の支出は，日本国の関係法令に従う（第１項ｂ項）」ことを確認し，日本国からは首席代表として外務大臣と総理府総務長官，アメリカ合衆国からは日本国駐在合衆国大使をメンバーとする協議委員会を設置することとした（第２項）。これにより，日本政府による沖縄援助額の決定は，同委員会の協議事項とされる。

この日本政府による沖縄援助額の増加は，次のニの1967年立法第47号「資金運用部資金法の一部を改正する立法」の制定につながっていく。

ニ．1967年立法第47号「資金運用部資金法の一部を改正する立法」

この立法改正は，前述の日本政府からの援助金を琉球政府の一般会計に計上し，その一般会計から資金運用部資金に繰り入れることができるようにしたものである。行政主席は1967年５月26日，立法院議長宛に「資金運用部資金法の一部を改正する立法」の立法勧告を行なう。立法勧告理由は「資金運用部の原資の確保を図るため，日本政府から贈与される援助金を資金運用部に受け入れ，かつ，資金運用部資金として管理運用すること並びに資金運用部資金の運用の対象に市町村組合[44]及び教育区[45]を加え，もって資金運用部資金

40）池田・ケネディ会談の日米共同声明が1961年６月22日に発表された。そこには，「大統領と総理大臣は，合衆国の施政下にあるが，同時に日本が潜在主権を保有する琉球……に関連する諸事項に関し意見を交換した。大統領は，合衆国が琉球住民の安寧と福祉を増進するために一層の努力をはらう旨確信し，さらに，この努力に対する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は，日本がこの目的のため，合衆国と引続き協力する旨確信した」と述べられている（南方同胞援護会編［1972］341頁）。

41）ケネディ大統領は1962年３月19日，「沖縄新政策」とよばれる声明を発表する。これは池田・ケネディ会談に沿って沖縄統治に関する日米協調・協力路線の具体化を図ったものである（南方同胞援護会編［1972］89頁）。

42）南方同胞援護会編［1972］102頁。

43）南方同胞援護会編［1972］364頁。

44）市町村は，その事務の一部を共同処理するため，その協議により規約を定め，行政主席の許可を得て公法人としての市町村組合を設置することができた（1953年１月12日立法第１号「市町村自治法」第187条，第188条）。市町村組合に該当する宮古島上水組合の管理者真栄城徳松は1966年10月22日，行政主席宛てに「資金運用部資金の運用の対象に市町村組合を追加すべき」との「資金運用部資金

の運用の拡充を図ることとするため資金運用部資金法の一部を改正する必要がある」としている[46]。同法案は同日，内政委員会に付託される。

1967年６月16日開催立法院第33回定例議会における第一読会を経て，同年６月20日の第二読会では，読会を省略し，表決に入り立法案が可決される[47]。1967年７月10日立法第47号「資金運用部資金法の一部を改正する立法」が公布され[48]，1967年７月１日に遡って適用された。改正立法の内容は次のとおり。

第１条（目的）の資金運用部資金として統合管理する資金に，「一般会計からの繰入金」を追加する。それによって第１条は「この立法は，郵便貯金，政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で立法の定めるところにより資金運用部に預託されたもの並びに一般会計からの繰入金並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し，その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより，公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする」となる。一般会計からの資金運用部資金への繰り入れは，日本政府から資金運用部の原資として受け入れる金額に相当する金額以上の繰り入れについては望ましくないとのことから[49]，第３条の２（一般会計からの繰入金の額）「第一条に規定する一般会計からの繰入金の額は，資金運用部の原資として，日本政府から受け入れる金額に相当する金額とする」が追加された。

第６条（資金運用部資金の運用）の資金運用部資金の運用先に次のとおり教育区と市町村組合を追加する。

第１号　政府債，市町村債及び教育区債

第２号　政府，市町村（市町村自治法（1953年立法第１号）第187条に規定する組合を含む。）及び教育区に対する貸付

法の一部改正について（陳情）」の書簡を提出する（沖縄県公文書館所蔵資料『資金運用部関係綴』（資料コードR00005786B）。これに対応する改正である。

45）市町村と同一の区域ごとに一般行政権とは別に教育行政のみを運営する公法人として「教育区」が設置されていた（1958年１月10日立法第２号「教育委員会法」第８条，第10条）。

46）沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1967年立法番号040～050』（資料コードR00000810B）「立法案第23号 資金運用部資金法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

47）1967年６月20日第33回議会（定例）立法院会議録第12号３頁～４頁。

48）法案審査委員会米国民政府側委員長は，資金運用部資金の運用先に教育区債，教育区を追加することについて，1967年５月19日の事前審査の段階では，「教育区は資金運用部への返済を保証する資産を持っていない」として，好ましくないとの意見であった。しかし，琉球政府はそれを無視し，法案を可決する。1967年７月６日の事後審査の段階では，教育区債，教育区を追加することに異議はないとしている（沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1967年立法番号040～050』（資料コードR00000810B）「立法案第23号 資金運用部資金法の一部を改正する立法の署名及び公布について－1967年５月19日 USCAR-LSC 覚書42号，1967年７月６日 USCAR-LSC 覚書A-15号－」）。

49）1967年６月20日第33回議会（定例）立法院会議録第12号４頁内政委員長大田昌知発言。

(5) 琉球政府「産業投資特別会計」の変遷

イ．日本政府による沖縄援助：昭和43（1968）年法律第62号

沖縄施政権の日本返還の方向が確定するに至り，日本政府は積極的に沖縄の産業開発を推進することを決定し，そのための経済援助の一環として，日本政府が琉球政府に長期資金を貸付ける際の細目を内容とする昭和43（1968）年５月21日法律第62号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」を制定した[50]。併せて，昭和43（1968）年10月11日に政令第306号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法施行令」を公布している。

同法は，「沖縄が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として，国が琉球政府に長期資金を貸し付けることにより，同地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与する」ことを目的としている（第１条）。資金運用部資金および簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金は，琉球政府が，次に掲げる資金を，政令で定める琉球政府の特別会計または琉球政府の立法により設立された法人のうち琉球政府が出資している政令で定めるものに貸し付けるときは，それぞれ，資金運用部資金法（昭和26（1951）年法律第100号）第７条第１項（資金運用部資金の運用の範囲）または簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和27（1952）年法律第210号）第３条第１項（積立金の運用の範囲）の規定にかかわらず，当該貸付けの財源に充てるため，琉球政府に対する貸付けに運用することができる（第２条）。

① 農林漁業の振興に必要な資金（第１号）
② 鉱工業の振興開発に必要な資金（第２号）
③ 中小企業の振興に必要な資金（第３号）
④ 運輸通信施設の整備に必要な資金（第４号）
⑤ 上記のほか産業の振興開発に必要な資金で政令で定めるもの（第５号）
⑥ 住宅の建設に必要な資金（第６号）

法第２条の政令で定める琉球政府の特別会計は，「漁船建造資金融通特別会計」，「産業開発資金融通特別会計」，「住宅建設資金融通特別会計」をいう（施行令第１項）。また，法第２条に規定する琉球政府の立法により設立された法人のうち琉球政府が出資している政令で定めるものは，「農林漁業中央金庫」，「大衆金融金庫」をいう（施行令第２項）。その後，昭和46（1971）年２月８日には，政令第７号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」が公布され，「漁船建造資金融通特別会計」を「農林漁業資金融通特別会計」に改め，法第２条第５号に規定する産業の振興開発に必要な資金で政令で定めるものは「観光事業の振興に必要な資金」とされた。

この法令により，日本政府は琉球政府に資金運用部資金および簡易生命保険及郵便年金

50）南方同胞援護会編［1972］102頁。

特別会計積立金を貸付けることができるようになり，その貸付金の琉球政府における貸付先は農林漁業中央金庫および大衆金融金庫と定められた。この結果，日本政府の資金運用部資金および簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金は，琉球政府を経て，農林漁業の振興に必要な資金等は農林漁業中央金庫を通じて，住宅の建設に必要な資金は大衆金融金庫を通じて沖縄の企業や個人に貸し付けられることとなる。これに対応するため，琉球政府は，日本政府の資金運用部資金等を借入れるための措置として，後述本節のハの1968年立法第46号「産業投資特別会計法」を制定することになる。

さらに，日本政府は，貸付資金の範囲を拡大するため昭和46（1971）年５月28日法律第78号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の一部を改正する法律」を公布する。同改正法において，次の資金を琉球政府の一般会計もしくは沖縄の市町村（沖縄の教育区を含む）に貸し付けるときは，それぞれ，資金運用部資金法（昭和26（1951）年法律第100号）第７条第１項（資金運用部資金の運用の範囲）または簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和27（1952）年法律第210号）第３条第１項（積立金の運用の範囲）の規定にかかわらず，当該貸付けの財源に充てるため，琉球政府に対する貸付けに運用することができるとしている（昭和46（1971）年（一部）改正法による改正後の第２条）。

① 琉球政府または沖縄の市町村が経営する企業の施設の建設に必要な資金（第７号）
② 琉球政府または沖縄の市町村が設置する公共施設または公用施設の建設に必要な資金（第８号）
③ 琉球政府の支給する公務員に係る退職手当に必要な資金（第９号）

日本政府のこの改正に伴い，琉球政府においても後述本節のニの1971年立法第91号「産業投資特別会計法の一部を改正する立法」が制定されることとなる。

ロ．産業投資特別会計法等の立法手続

この立法は，前述の本土において昭和43（1968）年法律第62号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」が制定されことに伴い，琉球政府がそれに対応するために措置されたものである。

行政主席は1968年５月14日，立法院議長宛に「産業投資特別会計法案」，「産業開発資金融通法案」および「産業開発資金融通特別会計法案」について立法勧告を行なう[51]。同日，立法院議長はこれらの法案を内政委員会に付託する。1968年６月14日開催立法院第36回議会（定例）において，法案の第一読会が行なわれる。

最初に，内政委員長大田昌知から「産業投資特別会計法案」の提案理由が説明される[52]。長いので要約する。

① 沖縄の経済は，ここ数年来，砂糖産業およびパインアップル産業，基地経済に伴う関連産業の振興，日米両政府からの財政援助の増額等により急速な成長を成し遂げて

51）この３法案と同時に，「パインアップル産業資金融通特別会計法の一部を改正する立法案」も議事として採り上げられている。

52）1968年６月14日第36回議会（定例）立法院会議録第19号８頁内政委員長大田昌知説明。

いる。しかし，このような経済成長に伴って必然的に増加する資金需要に対して，政府および民間の金融機関の現資金量をもって十分に対応することができない。特に産業の開発および経済の振興のための長期設備資金が逼迫している。

② このような実情に鑑み，本土政府に対して財政援助の増額とともに融資についても強く要望してきた。幸いに，本土政府において，1969年度の財政援助として産業開発資金等への投資原資の援助が計上されたほか，昭和43（1968）年法律第62号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」が制定され，本土政府からの財政投融資の道が拓かれた。その受入のための措置が必要となる。

③ 従来の琉球政府の財政投融資は，一般会計の財政資金を主な原資として，政府の特別会計ならびに公社，公庫等に対して個々に出資を行なうほか，郵便貯金および特別会計の積立金等を一括原資としての資金運用部資金が財政投融資の中核をなしていた。しかし，政府財政の効率的な運用を図るとともに，本土政府からの財政援助による投資原資および借入金の受入のための窓口を設け，財政統一制度を確立し，その経理を明確にする必要が生じてきた。

④ 本特別会計に受け入れられた資金は，産業の開発，振興および生活環境の整備拡充を図るために政府の各融通特別会計および公社，公庫等を通じて運用していくことにする。

次に産業開発資金融通法案の提案理由を次のように説明する。

① 産業の開発および経済の振興を図るためには，政府の財政資金をもって長期設備資金の供給を行なうことにより，一般の金融機関が行なう金融を補完し，または奨励する必要がある。

② 琉球政府は当初，産業の開発，経済の振興を促進する事業に対する融資は琉球開発金融公社が行なうことが最も妥当であると考え，米国民政府に対して琉球開発金融公社の民間移管について強く要請した。しかし，いまだその実現をみていないことから，琉球開発金融公社が琉球政府に移管されるまでの間，暫定措置として，本融通法を制定し，大衆金融公庫等を通じて長期資金を融通することとした。

さらに産業開発資金融通法に基づく政府の貸付にかかる経理を明確にするため，産業開発資金融通特別会計法を制定する旨の提案理由説明を行なう。

産業投資特別会計法と産業開発資金融通法の関係を整理しておこう。産業投資特別会計資金のうち産業の開発，経済の振興を促進する事業に対する融資は琉球開発金融公社が行なうことが妥当である。しかし，同公社は米国民政府の機関であることから同公社が琉球政府に移管されるまでの間は，琉球政府の機関である大衆金融公庫に融資業務を行なわせる。そのために産業開発資金融通法を制定し，財政投融資計画のなかで産業投資特別会計から産業開発資金融通特別会計に資金を配分する。行政主席は産業開発資金融通特別会計の貸付業務を大衆金融公庫に委託するというスキームになる。

提案理由，法案の概要説明の後，産業開発資金融通特別会計の貸付業務委託先等につい

ての質疑応答が行なわれ，一読会は終了し，引き続き審査を内政委員会に付託される。

第二読会は1968年６月21日開催立法院第31回定例議会において，「産業投資特別会計法案」，「産業開発資金融通法案」および「産業開発資金融通特別会計法案」一括議題として行われる。内政委員長大田昌知から，「６月14日に本会議から当委員会に付託された３法案について，６月19日に委員会を開催し，全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した」との説明と，第一読会での質疑に対して「産業開発資金を大衆金融公庫のほか農林漁業中央金庫および労働金庫にも委託するかどうかについてであるが，行政府では，現時点では農林漁業中央金庫および労働金庫に業務委託する考えはない。現時点においては産業開発資金を各金融機関に分散して取扱わせることは，資金を一元的に運用し効果的な運用という面から好ましくない。また，融資が重複するおそれがあり，事務も煩雑になるからである」との応答を行なっている[53]。内政委員長からの説明の後，質疑がなかったことからいずれも読会を省略して表決に付され本会議で可決される。

行政主席は1968年６月30日，立法第46号「産業投資特別会計法」，立法第44号「産業開発資金融通法」，立法第45号「産業開発資金融通特別会計法」を公布する。いずれも公布日翌日の新年度開始日1968年７月１日から施行されている。なお，1968年８月20日に規則第177号「産業投資特別会計法施行規則」，規則第176号「産業開発資金融通特別会計法施行規則」が公布され，1968年７月１日に遡って適用された。

ハ．1968年立法第46号「産業投資特別会計法」

産業投資特別会計は，産業の開発振興および生活環境の整備拡充を図るために政府の財政資金をもって投資（出資および貸付け）を行なうために設置されたもので（第１条），借入金（日本政府資金運用部および簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金からの借入金），一般会計からの繰入金（日本政府からの援助を含む）等を財源として，政府の特別会計（産業開発資金融通特別会計，農漁業資金融通特別会計，糖業資金融通特別会計，漁船建造資金融通特別会計，パインアップル産業資金融通特別会計，運搬船建造資金融通特別会計，住宅建設資金融通特別会計）および立法により設立された法人で政府が出資しているもの（大衆金融公庫，琉球土地住宅公社，琉球電信電話公社，沖縄下水道公社，沖縄放送協会，沖縄観光開発事業団，農林漁業中央金庫）に対して投資を行なう（第２条，規則第１条）。

この投資先については，1969年11月21日規則第189号「産業投資特別会計法施行規則の一部を改正する規則」において「郵政事業特別会計」が追加され，1971年１月26日規則第14号「産業投資特別会計法施行規則の一部を改正する規則」において，「農漁業資金融通特別会計」を「農林漁業資金融通特別会計」に改め，「糖業資金融通特別会計」，「漁船建造資金融通特別会計」および「パインアップル産業資金融通特別会計」を削除する改正が行なわれている[54]。

53）1968年６月21日第36回議会（定例）立法院会議録第20号５頁内政委員長大田昌知説明。

54）1970年８月28日立法第116号「農林漁業資金融通法」が制定され，従来の農漁業資金，漁船建造資金，糖業資金，パインアップル産業資金が整理統合されたことによる（農林漁業中央金庫史編集委

産業投資特別会計の資本は，一般会計からの歳入への繰入金に相当する額と，この立法の施行の日の前日における一般会計の農漁業資金融通特別会計，漁船建造資金融通特別会計，糖業資金融通特別会計，パインアップル産業資金融通特別会計，運搬船建造資金融通特別会計および災害復興住宅建設資金融通特別会計への繰入金ならびに琉球電信電話公社，琉球土地住宅公社，沖縄下水道公社，大衆金融公庫，沖縄放送協会および沖縄観光開発事業団に対する出資金の額との合計額に相当する金額とする（第４条）。

このほか特別会計における歳入および歳出の規定（第５条），損益の処理の規定（第８条），余裕金の預託についての規定（第11条），借入金についての規定（第12条）など，特別会計法として必要な条文の規定が設けられている。

ニ．産業投資特別会計法の一部を改正する立法

同法の改正は２度にわたり行なわれている。最初は，1969年６月12日立法第32号「産業投資特別会計法の一部を改正する立法」において，第12条の２（借入限度の繰越し）が追加されている。

次の1971年８月26日立法第91号「産業投資特別会計法の一部を改正する立法」は，前述の日本政府が制定した昭和46（1971）年法律第78号「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の一部を改正する法律」に伴う改正である。立法改正理由は，「従来本土政府からの財政投融資資金は，政府の一部の特別会計又は政府関係機関に貸付けるための財源として貸付けられてきたが，1972年度からは本土の地方公共団体と同じように政府若しくは市町村の公共施設の整備等に必要な資金に充てるための財源も貸付けることになっている。従って，政府においてもこれらの資金を受け入れて貸付けができるように所要の規定の整備を行う」としたものである[55]。この所要の規定の整備として，第１条の本特別会計の設置目的の「生活環境の整備拡充」を「公共施設の整備，住民の福祉の向上等」に改めるとともに，第２条の運用先に「政府の一般会計」（第１号）と「市町村及び教育区」（第２号）が追加された。

（6）琉球政府「本土産米穀資金特別会計法」の変遷

琉球政府の財政投融資には，資金運用部資金および産業投資特別会計のほかに本土産米穀資金特別会計がある。日本政府は昭和44（1969）年12月８日，「沖縄が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として，沖縄における産業の振興開発等に要する資金の財源の確保に資するため，琉球政府に対し，その要請に基づき，米穀を次の条件により売り渡すことができる」とする法律第81号「沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律」を制定する。

①　売渡価格を日本政府が沖縄の米穀消費者価格を参酌して定める価格とする。

②　売渡対価の支払条件を，担保の提供を免除し，かつ，利息を附さないで支払期間20

員会［1987］194頁）。

55）沖縄県公文書館所蔵資料『立法・規則関係 産業投資特別会計関係』（資料コード R00006319B）「1971年５月４日企画局司計課決裁文書 産業投資特別会計法の一部を改正する立法（案）について」。

年以内（３年以内の据置期間を含む）の年賦支払いの方法によるものとする。

これを受けて琉球政府は1970年３月９日，立法第１号「本土産米穀資金特別会計法」，規則第29号「本土産米穀資金特別会計法施行規則」を公布する。同法は公布の日から施行され，1970年度の予算から適用された。同法は，琉球政府が本土政府から買い入れる米穀を売り渡して得た代金を積み立て，その積立金を産業の振興開発等のための資金に充てるため，「本土産米穀資金特別会計」を設置する（法第１条）。本土産米穀資金特別会計は，本土産米穀の売渡し代金を財源として，「糖業資金融通特別会計」，「パインアップル産業資金融通特別会計」，「土地改良事業特別会計」および「農林漁業資金融通特別会計」[56]の各会計への融資を行なう（法第３条，規則第１条）。

（7）資金運用部特別会計・産業投資特別会計の日本政府への承継

昭和47（1972）年５月15日の沖縄の本土復帰に伴い，本邦の諸制度を沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めることを目的として，昭和46（1971）年12月31日に法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（以下，「復帰特別措置法」という。）が公布される。内閣は，復帰特別措置法第31条（琉球政府の権利義務の承継），第32条（琉球政府の職員の承継），第33条（琉球政府の決算の処理）の規定に基づき，昭和47年５月１日政令第249号「沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令」（以下，「権利義務承継政令」という。）を制定する。この政令は，復帰特別措置法の施行日（昭和47年５月15日）から施行された。

権利義務承継政令第２条（特別会計に属する権利義務の承継）の規定により，復帰特別措置法の施行の際，琉球政府の特別会計に所属する権利および義務で次のものは，国が承継し，それぞれのかっこ書きにある一般会計，特別会計若しくはその勘定または資金運用部に帰属することとなった。ここでは，資金運用部特別会計および産業投資特別会計以外の特別会計については略している。なお，財政投融資の原資の一つであった本土産米穀資金特別会計に帰属するものは，昭和47（1972）年５月15日法律第31号「沖縄振興開発金融公庫法」附則第４条の規定により沖縄振興開発金融公庫へ承継されることとなる[57]

① 資金運用部特別会計に所属するもの（資金運用部特別会計）

② 産業投資特別会計に所属するもののうち「農林漁業中央金庫法を廃止する立法」（1971年立法第47号）附則第６条第１項の規定による貸付金に係る債権のうち日本政府の沖縄財政援助金に係るもの（一般会計）

③ 産業投資特別会計に所属するもののうち「沖縄地域における産業の振興開発等のた

56）「土地改良事業特別会計」および「農林漁業資金融通特別会計」は，1971年１月26日規則第15号「本土産米穀資金特別会計法施行規則の一部を改正する規則」により融資先に追加された。

57）沖縄県公文書館所蔵資料『琉球政府一般会計・特別会計歳入歳出決算 1972年度』（資料コード0000020222）458頁。1972年度本土産米穀資金特別会計決算額，収納済歳入額15,640,152.11ドルから支出済歳出額10,902,106.90ドルを差し引いた差額4,738,045.21ドルの剰余金は沖縄振興開発金融公庫に承継されている。

めの琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」（昭和43年法律第62号）第２条の規定による簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の運用に係るもの（簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定）

④　産業投資特別会計に所属するもののうち「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」（昭和43年法律第62号）第２条の規定による資金運用部資金の運用に係るもの（資金運用部）

日本政府への具体的な承継額は，上記①に該当する資金運用部特別会計に所属するもの366,830.75ドルが国の資金運用部特別会計に帰属し，③および④に該当する産業投資特別会計に所属するもの2,146,673.95ドルが国の資金運用部ならびに簡易生命保険及郵便年金特別会計に帰属することとなった。前者は1972年度における琉球政府企画局所管資金運用部特別会計の歳入歳出決算額，収納済歳入額3,298,902.93ドルから支出済歳出額2,932,072.18ドルを差し引いた差額366,830.75ドルを琉球政府資金運用部特別会計法第７条の規定により資金運用部特別会計に積立てたものであり，後者は1972年度企画局所管産業投資特別会計歳入歳出決算額，収納済歳入額50,466,471.75ドルから支出済歳出額48,319,797.80ドルを差し引いた2,146,673.95ドルの余剰金である[58)]。

権利義務承継政令第５条では琉球政府の職員の承継を規定している。同条では，「復帰特別措置法の施行の際，琉球政府の一般職に属する常勤の職員は，その従事している事務の種類その他の事情を参酌して，あらかじめ，内閣総理大臣または沖縄の市町村の長が琉球政府行政主席と協議して定めるところにより，国もしくは公共的団体（沖縄振興開発金融公庫および雇用促進事業団）または沖縄県の区域内の市町村の職員となる。それ以外の者は沖縄県の職員となる」としている。琉球政府における資金運用部資金の管理および運用に関することは1966年８月25日規則第126号「企画局組織規則の一部を改正する規則」により，産業投資特別会計の管理および運用に関することは1968年７月26日規則第150号「企画局組織規則の一部を改正する規則」により企画局予算部司計課が司ることとされていた。一方，復帰後は沖縄総合事務局財務部財務課が資金運用部資金の管理および運用等に関する事務を処理することとなる（昭和47（1972）年５月15日総理府令第36号「沖縄総合事務局組織規程」第９条）。それに基づき，琉球政府企画局予算部司計課26名のうち３名が国の機関（沖縄総合事務局財務部財務課）に移る[59)]。

引用・参考文献

沖縄県総務部財政課編［1994］『琉球政府財政関係資料　上巻』沖縄県総務部財政課編。
黒柳保則［2015］「日本復帰と二つの議会」沖縄国際大学法学会沖縄法学第44号１頁～25頁。
中畔義博［2020］「資金運用部特別会計の業務」『沖縄復帰・財務ノート　業務の回顧録（金融，

58）沖縄県公文書館所蔵資料『琉球政府一般会計・特別会計歳入歳出決算 1972年度』（資料コード0000020222）453頁～455頁，『沖縄の復帰に伴う琉球政府産業投資特別会計の引継に関する書類1972年度』（資料コードR00005943B）。中畔義博［2020］164頁。

59）中畔義博［2020］165頁。

主計)』財友会（沖縄総合事務局財務部 OB 会)』160頁～176頁。
南方同胞援護会編［1972］『沖縄復帰の記録』南方同胞援護会。
農林漁業中央金庫史編集委員会［1984］「農林漁業中央金庫史 2 業務資料」沖縄県信用農業協同組合連合会。
農林漁業中央金庫史編集委員会［1987］「農林漁業中央金庫史 1 通史」沖縄県信用農業協同組合連合会。
福島量一・山口光秀・石川周編［1973］『財政投融資』大蔵財務協会。
琉球銀行調査部編［1984］『戦後沖縄経済史』琉球銀行。
琉球政府企画局企画部編［1971］『沖縄経済の現状 1970年度』琉球政府。